

諮問番号：令和3年度諮問第28号  
答申番号：令和3年度答申第29号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和2年3月17日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

近くのクリニックに通院しているにもかかわらず、遠い〇〇〇の〇〇病院（以下「A病院」という。）を受診する内容の検診命令を行うことはおかしいから、検診命令に係る移送費を出すこともおかしい。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、令和2年3月17日、審査請求人がA病院への交通費の給付を求める申請（以下「本件申請」という。）を行ったため、申請内容のとおり給付を行う本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、近隣のクリニックに通院しているにもかかわらず、遠方のA病院を受診する内容の検診命令を行うことはおかしいから、移送費を支給することもおかしい等と主張している。

本件審査請求については、審査請求人に対する検診命令の違法性又は不

当性を理由に本件処分の取り消しを求めるものと解されるが、審査請求人は、検診命令により令和2年3月13日にA病院に赴いたため、A病院への交通費について給付を求める本件申請を行ったことが認められ、この点について争いはない。

処分庁は、本件申請を受け、法第15条並びに生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助局長通知」という。）第3の9の（1）及び（2）に照らし、給付の範囲に該当するとして、申請内容のとおりA病院への交通費を支給する本件処分を行ったものであり、その判断及び手続に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

- (3) なお、検診命令は、法第28条第1項に定められており、被保護者に対して受忍義務を負わせるものであって一定の法的影響を及ぼすものということとはできるとしても、検診命令自体に、直接被保護者の権利義務を形成し又はその範囲を具体的に確定することが法律上認められているとは言えず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第2項に規定する不服申立ての対象となる処分に該当すると解することはできない。

したがって、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

また、審査請求人は、処分庁等に対し縷々不満を述べているが、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年11月9日	諮問書の受領
令和3年11月10日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：11月24日 口頭意見陳述申立期限：11月24日
令和3年11月25日	第1回審議
令和3年11月26日	審査会から審査庁に対し資料提出の求め（資料：令和3年11月30日付け社援第2746号。以下「審査庁提出資料」という。）
令和3年12月27日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 法令等の規定

- (1) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として第1号から第6号を掲げ、第6号は「移送」と定めている。
- (2) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。(中略))の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の(中略)健康状態その他の事項を調査するために、(中略)当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定めている。
- (3) 法第28条第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による(中略)医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。
- (4) 法第34条第1項は、「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。」と定めている。
- (5) 医療扶助局長通知の第3の9は移送の給付について記し、(1)は給付方針について、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によつて行うものであること。(後略)」と記し、(2)は給付の範囲について、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。(後略)」と記し、ウは、「検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合」と記している。

なお、医療扶助局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び審査庁提出資料によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成24年10月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。
- (2) 令和2年3月6日、処分庁は、審査請求人に対して、法第28条第1項の

規定に基づき同月13日午前9時から午前11時までに処分庁が指定する病院〔A病院〕を受診するよう指示（検診命令）を行った。

- (3) 令和2年3月13日、審査請求人は、A病院を受診した。
- (4) 令和2年3月17日、処分庁は、審査請求人から移送費（通院・通所交通費）支給申請書（以下「本件申請書」という。）及び領収書（以下「本件領収書」という。）を受領した。
- (5) 本件申請書には、「次のとおり3月分の移送費を申請しますので、支給してください。」と記載され、通院・通所先の欄にはA病院と、交通費（往復）の欄には820円と記載されている。

また、本件申請書の下欄には「通院・通所回数証明書」として、「上記〔令和2年3月13日〕のとおりに計1回通院・通所したことを証明します。」と記載され、通院・通所機関名の欄にはA病院の名称の記載と押印がある。

本件領収書は、領収日が令和2年3月13日であるものが4枚で、合計金額は820円である。

- (6) 令和2年3月17日、処分庁は、本件処分を行った  
なお、本件処分の通知書には、保護の種類欄には「医療扶助」と、保護決定理由の欄には「世帯主の通院に伴う交通費について、医運〔医療扶助局長通知〕第3-9-(2)一ウにより支給」と、支給額の欄には「820円」と記載されている。

また、本件処分に係る保護決定調書の給付区分の欄には「金銭」と記載されている。

- (7) 令和2年3月23日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

- (1) 審査請求人は、近隣のクリニックに通院しているにもかかわらず、遠方のA病院を受診する内容の検診命令はおかしいため、当該検診命令に係る移送費を支給することもおかしい旨主張する。

本件についてみると、前記2(2)のとおりに、処分庁は、審査請求人に対して、令和2年3月13日にA病院を受診する旨の検診命令を行い、前記2(3)から(5)のとおりに、審査請求人は、同日にA病院を受診し、移送費として820円の交通費の支給を求める本件申請を行ったことが認められる。

そして、処分庁は、本件申請を受け、前記1(5)の医療扶助局長通知に照らし、前記1(1)の法第15条及び前記1(4)の法第34条第1項に基づき、検診命令により審査請求人が検診を受ける際に負担した交通費820円を支給する本件処分を行ったことが認められる。

以上のとおり、本件処分は、前記1の法令等の定めに従い行われたもので

あり、違法又は不当な点は認められない。

(2) なお、審査請求人は、検診命令の違法性又は不当性を主張していることがうかがえるが、法令等の定めに従い行われた本件処分の違法又は不当を理由付けるものではないことから、上記判断を左右するものではない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

本件審査請求についての本審査会の前記判断を左右するものではないが、審査請求人は、検診命令の違法性又は不当性を主張していることがうかがえることから、検診命令について、以下、付言する。

前記第3の2の(3)のとおり、審理員は、検診命令は、処分に該当しない旨の解釈を示している。

前記第5の1の(2)のとおり、検診命令は、保護の実施機関が要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けることを命ずるものであるが、前記第5の1の(3)のとおり、保護の実施機関は、検診命令に従わないときは、保護の変更、停止、廃止等を行うことができるものである。

検診命令による行政作用の内容が、抽象的な努力義務である場合には処分性を有しないと見えるが、具体的な義務を含むような場合は処分性を否定し得ない。本件の検診命令は、特定の病院において検診を受けることを具体的に指示している点で具体的な義務を課しているものと解し得る。さらに、法第28条第5項において、検診命令に従わない場合には、保護の変更、停止、廃止等を行うことができる旨が規定されており、この点においても具体的な受忍義務を課していると言え、その処分性を肯定する余地があることを付言する。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子